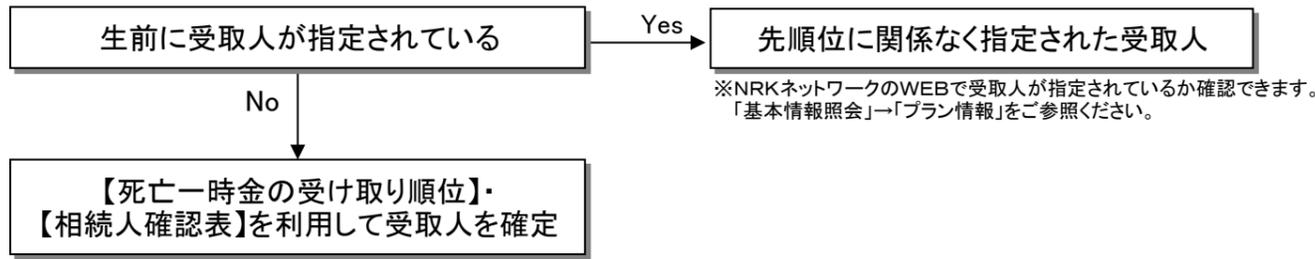


死亡一時金チェックシート

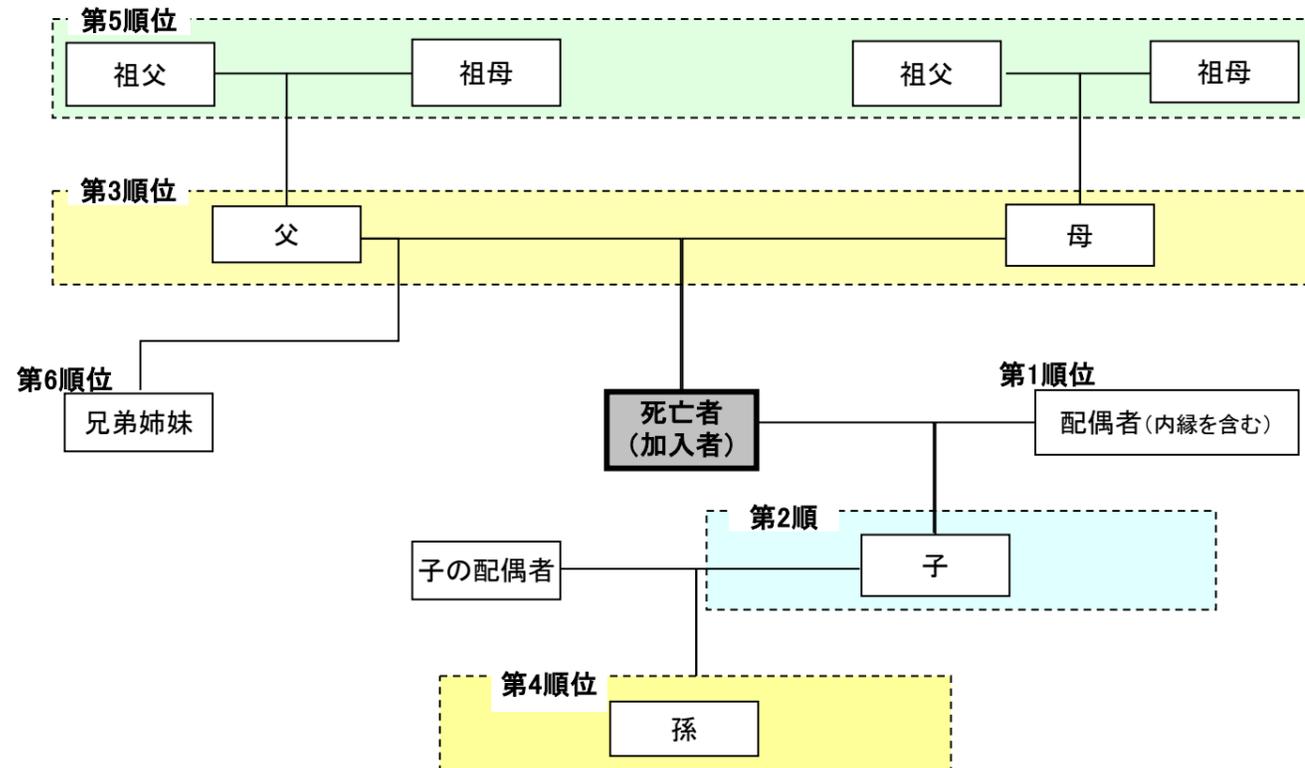
加入者等が死亡した場合は、その遺族に支給されます。死亡一時金を受け取ることのできる遺族は受け取り順位が定められています。(確定拠出年金法41条)

ただし、加入者等本人が生前に受取人を指定しておくこともできます。



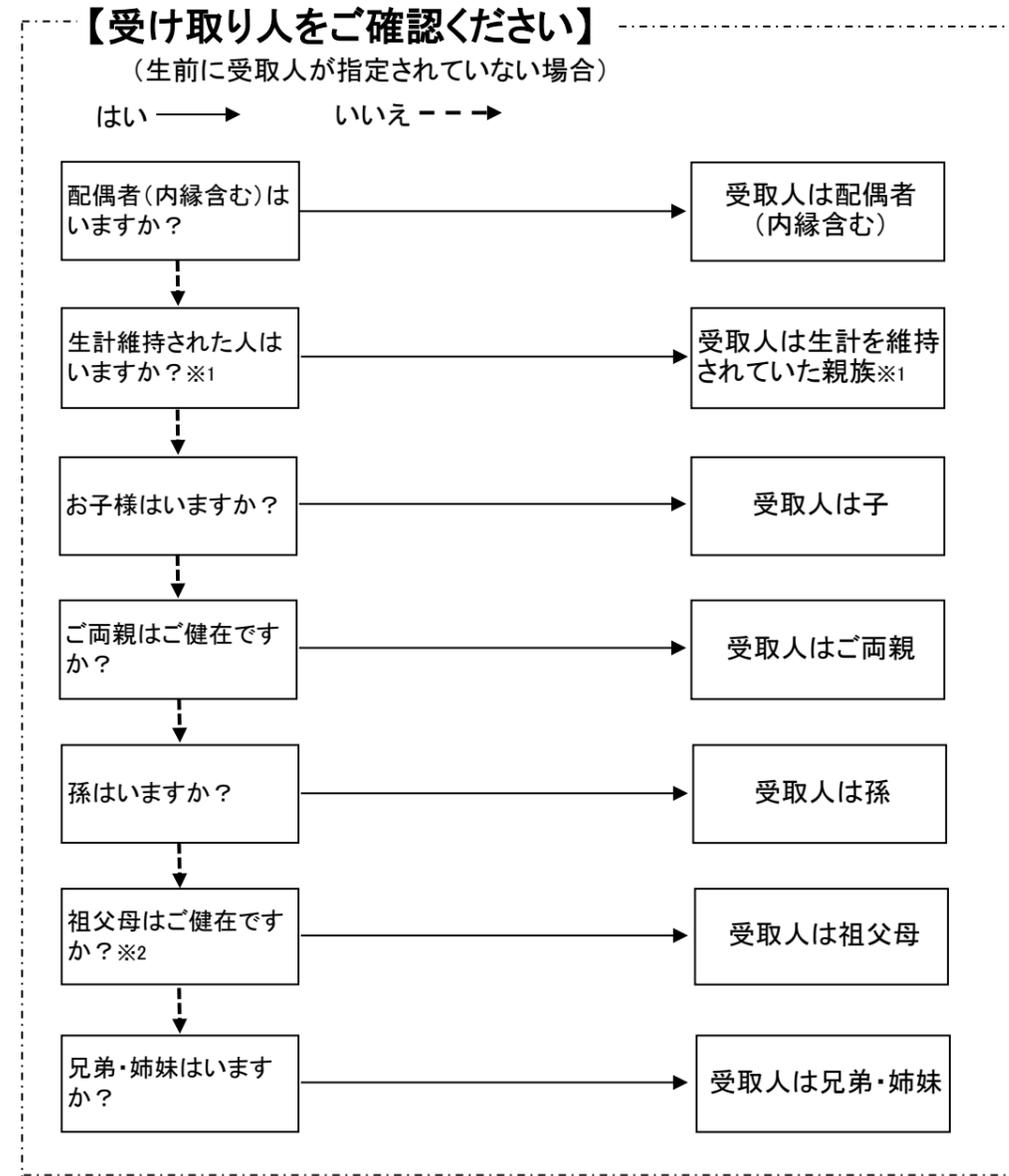
【死亡一時金の受け取り順位】

配偶者以外の方が受取人の場合、死亡した方に生計維持されていた方が他の方よりも優先されます。生計維持関係のあった方が複数いる場合には、下表の順位によります。



《ワンポイント》「生まれてから亡くなるまでの全ての戸籍」について
 ・亡くなったときの戸籍は、戸籍法上の改製後のものとなります。このため改製前原戸籍が必要です。
 ・また、戸籍地変更の場合には、変更前の戸籍が必要となります。
 ・兄弟姉妹が受取人の場合には、父母・祖父母が亡くなっていることを確認できる戸籍が必要となります。

下記のフローを参照して受取人を決定してください。
 なお、同順位の受取人が複数いらっしゃる場合は、お一人が代表して受け取り手続きをしていただくことになります。
 また、生計維持されていた方がいらっしゃる場合は、先順位の方や生計維持されていない同順位の方がいらっしゃっても受取人にはなりません。



※1: 生計維持関係とは、次の要件を満たす場合をいいます。
 該当する場合は、下記の要件をご参考のうえ、ダイワ年金クラブ・事務センターまでご相談ください。

- *生計同一要件…(ア)住民票上同一世帯に属しているとき
 (イ)住民票上世帯を異にしているが、住所が住民票上同一であるとき
 (ウ)住所が住民票上異なっているが、次のいずれかに該当するとき
 (a)現に起居を共にし、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき
 (b)生活費、療養費等について生活の基盤となる経済的な援助が行われていると認められるとき

*収入要件…前年の収入(前年の収入が確定しない場合は、前々年の収入)が年額850万円未満であること
 定年退職等の事情により近い将来収入が年額850万円未満となると認められること

※2: 養父母と実父母がいる場合の優先順位
 *父母については、養父母・実父母の順です。
 *祖父母についても、養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順です。

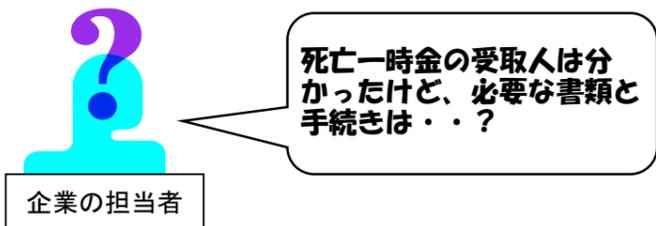
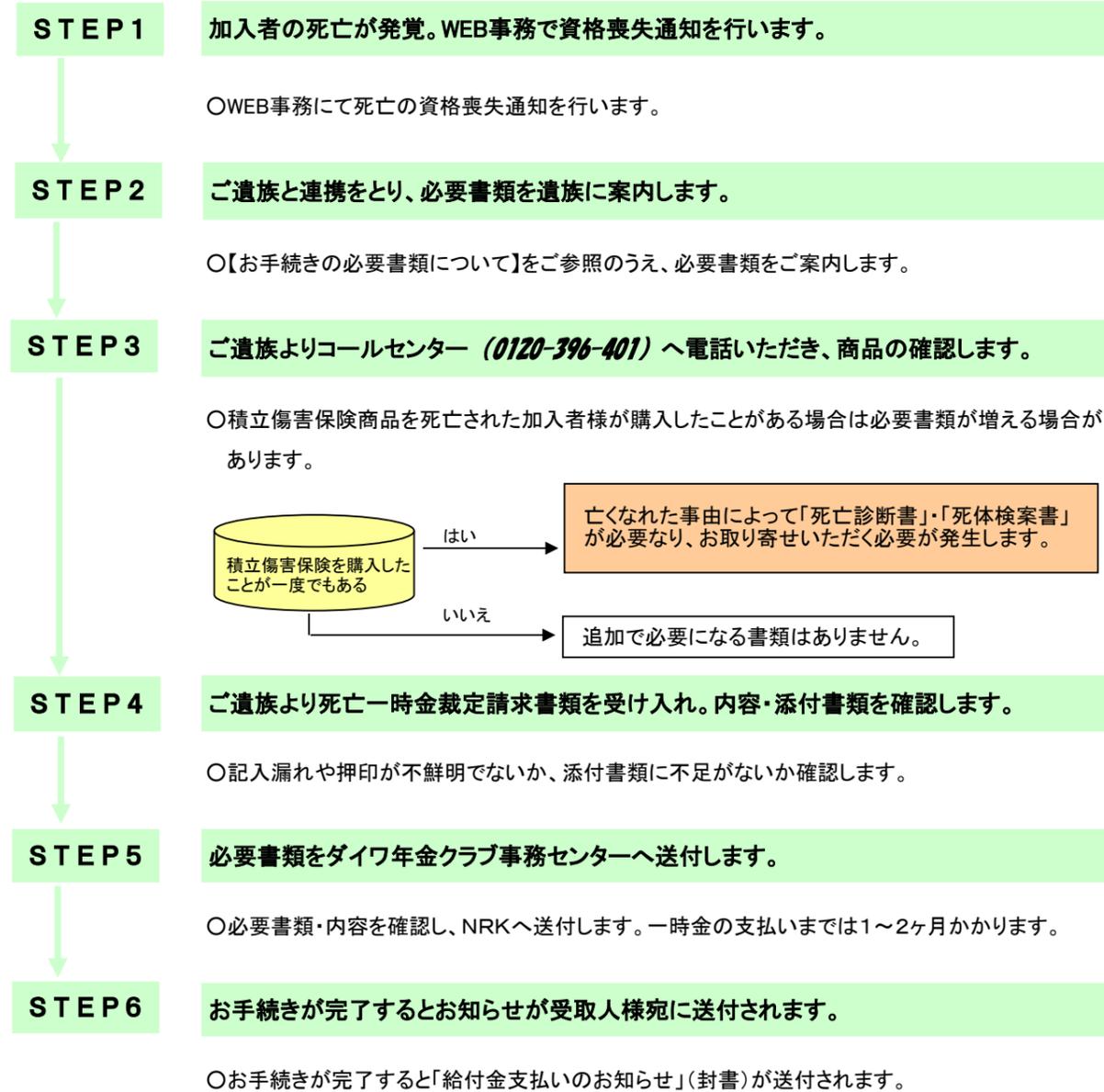
死亡一時金のご請求手続きについて

確定拠出年金に加入されていた従業員が亡くなった場合、企業様にて死亡一時金の受取人を確定いただき、必要な書類をご案内いただく必要があります。

ご遺族より必要書類をお取り付けいただき、内容をご確認のうえ、ダイワ年金クラブ・事務センターまでご送付ください。

なお、死亡一時金をご指定いただいた口座に振り込まれるには、お持ちの商品にもよりますが、書類が不備なくダイワ年金クラブ・事務センターに届いてから約1～2ヶ月ほどかかります。支払いが確定次第、ご遺族に案内が送付されますのでお待ちいただけるようご案内ください。

【死亡一時金が支払われるまでの流れ】



【お手続きの必要書類について】

死亡一時金を請求いただく場合、添付いただく必要書類は受取人によって様々です。

【死亡一時金の受け取り順位】・【受け取り人をご確認ください】で死亡一時金の受取人を確定していただき、【必要書類確認表】により必要書類をご確認のうえ、ご遺族にご案内ください。また、一度でも傷害保険商品をお持ちだった加入者が事故・怪我で亡くなった場合は「死亡診断書」・「死体検案書」をご提出いただく必要があります。過去に積立傷害保険をお持ちだったかどうかは個人情報になりますので、企業様には回答することができません。ご遺族がお分かりにならない場合は、ダイワ年金クラブ・コールセンター(0120-396-401)までお問合せをいただくようご案内ください。

【必要書類確認表】

共通して必要な書類	
裁定請求書 死亡者が生まれてから亡くなるまでの戸籍謄本(死亡の事実が分かり正当な受取人を証する書類)*1 受取人の印鑑証明書*2 死亡者のマイナンバーの確認書類*3 受取人のマイナンバーの確認書類及び身元確認書類*4	
ケースによって別途必要な書類	
同順位の受取人がいるとき	代表受取人選任届*5 代表者以外の印鑑証明書
生計維持されていた遺族がいるとき	生計維持されていたことを証する書類*6 非生計維持の申立書類*7

- *1 改製前原戸籍や戸籍地変更前の戸籍等、受取人と死亡者の関係を確定可能なすべての戸籍謄本が必要です。
- *2 発行から3ヶ月以内の原本となります。
- *3 死亡者のマイナンバーの確認書類提出については、以下の取扱いとなります。
 - ・死亡者本人の生存中に、死亡者のマイナンバーを提供することの了承があった場合のみ、以下①～③いずれかの書類を提出
 - ①個人番号カード(裏面)のコピー ②通知カードのコピー ③マイナンバー記載の住民票または住民票記載事項証明書
 - ・死亡者のマイナンバーの提出がない場合は、死亡者の了承は無かったものとする(※)
 - ※死亡者本人の生存中にマイナンバーを提供することへの了承はあったが、番号確認書類の提出が不可能な場合も同様とみなします。
- *4 受取人のマイナンバーの確認書類と身元確認書類の組み合わせは下記をご参照ください。

番号確認書類 (提出されたマイナンバーを確認)	身元確認書類 (提出者の身元を確認)
個人番号カード(裏面)のコピー	個人番号カード(表面)のコピー
通知カードのコピー	いずれか1つ(顔写真付き、かつ有効期限内のもの)
住民票(マイナンバー記載ありの原本。発行から6ヵ月以内のもの)(※) または 住民票記載事項証明書(マイナンバー記載ありの原本。発行から6ヵ月以内のもの)(※)	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証のコピー ・パスポートのコピー(所持人記入欄の現住所記入が必要) ・在留カードのコピー ・特別永住者証明書のコピー ・住民基本台帳カードのコピー ・運転経歴証明書のコピー(2012年4月以降発行分)

(※)死亡一時金請求時の続柄の証明など、他の確認書類と兼用する場合は、発行から3ヵ月以内のものが必要となります。

- *5 同順位者全員の署名と実印による捺印が必要です。
- *6 生計同一要件と収入要件を満たすことを示す書類です。世帯全員の住民票等ですが、「詳しくは裁定請求書(一時金)のご案内」を参照してください。
- *7 生計維持されていた遺族と生計維持されなかった遺族がいる場合に、後者の方から提出いただきます。書式はダイワ年金クラブ事務センターから個別にご提示します。